

2002 年 9 月 19 日

速報レポート

持続可能な開発に関する世界首脳会議の結果と今後

第 2 研究部環境グループ専門研究員 斉藤晃太郎
グループマネージャー 工藤 拓毅

はじめに

国連の持続可能な開発に関する世界首脳会議（World Summit on Sustainable Development：WSSD）が開かれ、1992 年の UNCED（United Nations Convention on Environment and Development：国連環境と開発会議（通称：地球サミット））において採択された「アジェンダ 21」、そして 2000 年に開かれた国連ミレニアムサミットでのミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：MDGs）等によって提起されていた環境と開発を巡る様々な課題に対する現状と今後の方向性について議論が行われた。ここでは、今回の会議における議論のうち、特にエネルギーや地球温暖化に係る論点について焦点をあて、その概要について取り纏めることにする。

1．会議の目的

8 月 26 日から 9 月 4 日（首脳級会合は 9 月 2 日から 4 日）にかけて、南アフリカ共和国のヨハネスブルグで WSSD が開催された。会議には各国首脳および国際機関の長なども参加し、NGO や報道関係者も含めて 2 万人を超える人々が参集した。

今回の会議は 2000 年 12 月の国連会議（the UN General Assembly）において、1992 年 6 月にブラジルのリオ・デジャネイロで開催された UNCED 以降の 10 年間における環境と開発に関する国際的な取り組みをレビューするために、その召集が決定されたものである。具体的には、UNCED（「地球サミット」）において環境と開発分野における国際的取り組みの行動計画として採択された「アジェンダ 21」、また 2000 年の国連ミレニアムサミットで策定された MDGs などで謳われていた貧困の撲滅、持続的な生産や消費のあり方（含エネルギー問題）、経済・社会開発の基礎となる天然資源の保全と管理、グローバル化する世界における持続可能な開発などに関する行動計画や、新たに生じた課題等について議論するとともに、目標実現のためのより効果的な実施計画を検討することを目的としていた。

2．会議の概要と特徴

2002 年 1 月にニューヨークで開催された第 2 回準備委員会で、WSSD において予定される成果として、政治文書¹、実施文書²、約束文書³を採択することであることが決定した。

¹ 持続可能な開発実現に向けた各国首脳の決意を示す文書

² アジェンダ 21 の実施を促進するための取組みについての合意文書（WSSD Plan of Implementation）

会議に先立つ 8 月 24 日より、事前の準備会合で合意に至らなかった「実施計画」の内容について議論が開始され、9 月 3 日の内容合意に至るまで、持続可能な開発に関する将来的な方向性についての交渉が行われた。また、各国が今後自発的に取り組むプロジェクトを網羅した約束文書が登録された⁴。そして最終日の 9 月 4 日に「持続可能な開発に関するヨハネスブルク宣言」と題された政治宣言と実施文書が採択され、閉会した。

3．エネルギー・地球温暖化分野での主要論点と決定事項

今回の会議において最も重要な意味をもつ実施文書の中で、特にエネルギー分野に関係の深い論点は主に実施計画第 3 章「非持続可能な消費及び生産パターンの変更」に、気候変動に関しては同第 4 章「経済・社会開発において基本となる天然資源の保護と管理」に記載されている。第 3 章は、各国・各主体が、資源の持続可能な消費・生産を実現するような社会の構築を目指して、今後 10 年間にわたり取り組むべき計画を策定することとした上で、再生可能エネルギーの導入や、よりクリーンな化石燃料活用のための技術開発、省エネルギーの進展を促す取り組みを実施することが示されている。また第 4 章では、生態系や自然環境の保護と管理に関する取り組みについて示されている。以下に、実施計画策定段階での代表的な論点について、その議論の内容と結果を示すことにする。

(1) 再生可能エネルギー導入量の数値目標の可否

再生可能エネルギーに関して EU は、世界全体での導入目標量を設定することを強く主張した。2010 年までに世界全体で一次エネルギー消費の 15%を再生可能エネルギーシェアと設定するとともに、先進国は 2000 年比で 2%その比率を高めるという目標提案を行った。EU ではすでに 2010 年までの導入目標⁵を掲げており、域内の取り組みをそのまま世界全体に適用しようという働きかけであり、ノルウェー、ニュージーランド等も期限付きの数値目標を掲げることを支持した。しかし、途上国はより野心的な期限付き目標を要求するグループと「エネルギーへのアクセスを優先させるべき」と主張するグループとに分かれるなど考え方を一本化することができず、米国、日本、オーストラリア、カナダは、各国の自然条件やエネルギー需給環境が異なる中での統一的な目標設定は合理的ではないとして、柔軟な対策の適用を主張した。

最終的には、EU が全体の中で孤立して他国との主張を埋め合わせることができず、「各国が国内政策と自主的目標の役割を認識しつつ」「再生可能エネルギーの世界全体におけるシェアを十分に拡大する」という表記で妥協し、数値目標を明記しない形で合意がなされた（第 3 章、パラグラフ 19 (e)）。

³ 各国、各界関係主体等によるイニシアティブの提案や決意表明を記載した文書

⁴ 日本は、CDM や WTO 関連のキャパシティービルディングなど 30 のプロジェクトを登録している

⁵ 2000 年に欧州委員会によって欧州議会および閣僚会議に提出した再生可能エネルギー指令案では、EU の一次エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を 2010 年までに 12%にするというもの

（２）環境に対し悪影響を及ぼすエネルギー補助金の段階的解消

環境に対し悪影響を及ぼすエネルギー補助金に関し、これを段階的に解消するという内容について、その文言記載の可否と予定表付の国家政策の採用について言及するかが論点となった。各国のエネルギー資源の状況に応じて、エネルギー供給を維持するために国内エネルギー産業を保護するような政策措置を維持したいという考えと、グローバリゼーションの広がりの中で、競争条件をより緩和させたいという立場との対立である。

米国、日本、中国、オーストラリア、カナダなどが予定表の記載に反対する一方で、EU、ノルウェー、ニュージーランドは、エネルギー補助金の廃止は持続可能な開発を促すエネルギー供給の達成のための本質的な仕組みであると主張したが、最終的には「税制改革と、弊害のある補助金が存在する場合には段階的に廃止することを含め、市場のシグナルを活用して市場における歪みを軽減する」との文言が採用され、具体的な目標は設定しないものの、問題があると認められる部分については是正していくという方向性で合意された（第 3 章、パラグラフ 19（p））。

（３）京都議定書の早期発効に関する取り組みについて

2000 年のミレニアムサミットでも確認されていた WSSD までに京都議定書を発効させようという目標は、ロシア等の批准手続きの遅れにより、WSSD 開始前の段階から議定書の発効定足数に達しないことがわかっていった。そのため、WSSD におけるこの問題に関する注目は、批准の表明をしていない国々の動向、ならびに批准しない態度を表明している米国・豪州の、実施文書の記載内容に対する対応であった。

日本や EU など既に議定書の批准を行っている国々は、議定書の実効性を高めるためにも、各国に対する批准を要求する文言を記載することを求めていた。一方米国は、すべての国に対し批准を求める文言を認めることはできないことを主張し、京都議定書を受け入れない旨を改めて表明した。最終的な調整役には日本があたり、文言上で気候変動問題の重要性を明確にすると共に、「京都議定書の批准国は、未批准国に対し、そのタイムリーな批准を強く求める」との内容を盛り込むとともに、批准国が UNFCCC（気候変動枠組条約）における全てのコミットメントや義務を実現することが示されている（第 4 章、パラグラフ 36）。

また、会議の期間中に、中国やロシアが批准の方向で作業を進めていること、カナダが国会にて批准を図る予定であることが表明され、京都議定書が近い将来に発効する可能性が高まったことが認識された。

4．今回会合の特徴と今後の展望

環境重視から環境と開発重視へ

本会合の特徴としては、第一に、リオでの地球サミットにおいては「環境」が有力なテーマであったが、今回のサミットでは、持続可能な開発のために社会的・経済的に必要な

事項がその議題として論じられたことがあげられる。この背景には、地球サミット後に世界的な経済不況もあり、政府開発援助（ODA）など開発途上国への国際的資金の流れが縮小傾向にあり、地球サミットでの約束が果たされていないとする途上国の不満の高まりがあることが考えられる。こうした流れは、世界大の環境問題の解決が、先進国と途上国との経済的格差が存在する中では解決できず、途上国の開発を促す働きかけを先進国がさらに拡大しなければならないという認識が、特に途上国サイドにあるためである。そのため、今後 10 年間にわたる実施計画実現過程においては、多方面における先進国の途上国に対する支援、もしくは開発を妨げないような市場等のルール構築が争点になることが考えられる。エネルギー関連でみれば、今回特に争点となった再生可能エネルギーや環境負荷を低減するような化石燃料利用技術、効率化の進展といったことをいかに途上国にもたすことができるか、その実現性が問われる可能性が高い。

産業界の取り組みの方向性

一方、本会合においては、産業界の参加が増加し、基金やパートナーシップなどの新たな枠組みの発足がみられた。これは、民間部門が持続可能な開発の必要性を認識する一方、グローバル化の拡大により多国籍企業のあり方が問われるとともに、企業の説明責任の重要性が高まりつつあることを反映していると思われる。このことは、今後の企業活動において環境をはじめとする「持続可能性」という要素を組み込み、実際のパフォーマンスを広く社会に伝えるような枠組みの必要性が求められることを示している。

気候変動問題への国際間協調の必要

気候変動問題に関しては、ロシアやカナダが批准に前向きであることとの意思表示がなされると共に、米国や豪州に対する参加働きかけを継続的に進めていくことが計画に明記されたことで、これまでの状況から一歩前進したと評価できる。一方で、今後の取り組みに関しては、先進国と途上国間での様々なギャップを埋めつつ、気候変動問題解決のための働きかけを先進国が途上国に対して行っていくことはならない状況も、今回の議論を通して伺うことができる。CDM 実行のためのルール構築やプロジェクトの運営を考えても、今回提起されている様々な持続可能性実現という尺度が争点になる場合も想定される。

そのため、気候変動問題の取り組みを各国が円滑に行うには、途上国も含めた各国間の協力に基づく枠組みの構築が重要となる。その中でも、今回実施計画中に記載された米国の議定書復帰に対する働きかけは、今後の国際的な枠組み構築において重要な要素となることが予想される。

以上

お問い合わせ：info-ieeej@tky.ieej.or.jp